

# KPMG Japan e-Tax News

No.170 8 May 2019



## 税務情報

### 国税庁からの公表情報

#### 1. 恒久的施設(PE: Permanent establishment)関連規定の見直しに関する改正 通達の趣旨説明

国税庁は昨年 12 月 12 日付で 2018 年度税制改正に対応した法人税基本通達等の一部改正について(法令解釈通達)を発遣しましたが、このうち「第 1 法人税基本通達関係」(P18~24)では、法人税法において PE 関係の規定が新たに整備されたことに伴う通達の改正及び新設等が行われました(KPMG Japan e-Tax News No.165 (2018 年 12 月 26 日発行))。

4 月 11 日、国税庁はこの PE 関係の通達に関する趣旨説明を公表しました。

平成 30 年 12 月 12 日付課法 2-28 ほか 2 課共同「法人税基本通達等の一部改正について」(法令解釈通達)の趣旨説明

たとえば 20—1—1(その他事業を行う一定の場所)(PDF 336KB)では、恒久的施設の範囲のうち、法人税法施行令第 4 条の 4 第 1 項第三号に規定する「その他事業を行う一定の場所」に該当するものとして通達に列挙されている倉庫やサーバーについて、より詳細に説明しています。

#### 2. e-Tax 関連情報

5 月 7 日、国税庁の e-Tax のページにおいて、同日より新たに使用することが可能となった 2 つの機能に関する情報が掲載されました。

##### ■ 「CSV ファイルチェックコーナー」の開設について

2018 年度税制改正により、大法人等の一定の法人については電子申告が義務化(2020 年 4 月 1 日以後開始事業年度より適用)されますが、これに伴い、国税庁は、e-Tax の利便性を向上させるための施策を順次実施することとしています。

この施策のひとつとして、勘定科目内訳明細書及び法人税申告書別表等(明細記載を要する部分)については従来のデータ形式(XML 形式)に加え CSV 形式による提出が可能とされ、2018 年 12 月 21 日には、その CSV 形式によるデータの作成に当たって参考となる標準フォーム及び留意事項等が公表されていたところです(KPMG Japan e-Tax News No.165 (2018 年 12 月 26 日発行))。

「『CSV ファイルチェックコーナー』の開設について」というお知らせでは、5 月 7 日よ

り勘定科目内訳明細書及び法人税申告書別表等(明細記載を要する部分)についてCSV形式による提出が可能となったこと及び[「CSVファイルチェックコーナー」](#)(法人が作成したCSV形式のデータが国税庁の仕様に沿っているか確認することができるツール)を開設したことが公表されています。

#### ■ メッセージボックスの閲覧方法の改善について

「[メッセージボックスの閲覧方法の改善について](#)」というお知らせでは、5月7日より、メッセージボックス(共通フォルダ)にパスワード付きの複数のサブフォルダを作成することができることとなり、申告書等の送信時に受信通知等のメッセージを格納するフォルダを選択することも可能となったことが公表されています。

これまで、1つの利用者識別番号に対して1つのメッセージボックスが作成されていたため、たとえば法人納税者が部署単位で申告手続等を行っている場合には、メッセージボックス内に格納されている全ての受信通知等のメッセージをどの部署でも閲覧できる状態でしたが、今回の改善により部署単位で情報を管理できるようになります。

なお、このお知らせには、サブフォルダの作成方法等の操作方法を解説する資料も掲載されています。

### 3. 改元に関するお知らせ

#### ■ [新元号に関するお知らせ](#)

国税庁は5月7日、以下の点を明らかにしたお知らせを公表しました。

- 新元号への移行に伴い、国税庁ホームページや申告書等の各種様式を順次更新する。
- 納税者からの提出書類は、たとえば「平成31年6月1日」と平成表記の日付で提出されたとしても、有効なものとして取り扱う。

#### ■ [改元に伴う源泉所得税の納付書の記載のしかた](#)

国税庁は4月3日、「[改元に伴う源泉所得税の納付書の記載のしかた\(リーフレット\)](#)」(PDF 478KB)を公表しました。

源泉所得税の納付の際には、改元後においても、「平成」が印字された「源泉所得税の所得税徴収高計算書(納付書)」を引き続き使用することとされており、実際に納付書を作成する際の留意点がこのリーフレットに示されています。

#### KPMG 税理士法人

info-tax@jp.kpmg.com

home.kpmg/jp/tax

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めていますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2019 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name and logo are registered trademarks or trademarks of KPMG International.